

## 【令和元年度かまくら人権施策推進委員会会議録】

- 1 日 時：令和2年1月30日（木）14時～15時15分
- 2 場 所：鎌倉商工会議所 102 会議室
- 3 出席者：【委員】安富委員長、倉田副委員長、小山内委員、神藤委員、  
中野委員

【幹事等】栗原相談課長、寺山コンプライアンス課長、石渡職員課課長補佐、  
末次総合防災課長、曾根市民生活部次長兼地域のつながり課長、  
秋山観光課担当課長、松崎市民課担当係長、内海こどもみらい部  
次長兼こども相談課長、田中発達支援室長、内田高齢者いきいき  
課担当課長、柴田障害福祉課課長補佐、鷺尾地域共生課長、竹澤  
教育指導課担当係長、山美教育センター指導主事

【事務局】比留間共創計画部長

文化人権課：菅原担当課長、嶋担当係長、市岡職員

※傍聴者 なし

### 4 議題

- (1) 平成30年度鎌倉市人権施策推進状況報告について
- (2) その他

### 5 配付資料

- (1) 会議次第
- (2) 【資料1】平成30年度鎌倉市人権施策推進状況報告
- (3) 【資料2】かまくら人権施策推進指針改訂版
- (4) 【資料3】かまくら人権施策推進委員会条例
- (5) 【資料4】かまくら人権施策推進委員会条例施行規則
- (6) 【資料5】かまくら人権施策推進委員会委員名簿

### 6 会議の概要

- (1) 事務局・幹事等紹介
- (2) 会議の公開、傍聴者の取扱いについて確認
- (3) 会議録等の取扱いについて
- (4) 配布資料の説明と訂正

【資料1】平成30年度鎌倉市人権施策推進状況報告の5ページと19ページ  
高齢者の人権 成年後見制度の利用促進のところ  
親族が不在の場合の、鎌倉市長による申立の実施件数  
30年度 8件→12件に訂正

## 7 議事

### (1) 平成 30 年度鎌倉市人権施策推進状況報告について

#### 【事務局説明】

それでは資料 1 「平成 30 年度 鎌倉市人権施策推進状況報告」をご覧ください。

2 ページ、II 分野別施策推進の基本的方向と推進状況について、それぞれの主な重点施策をご説明する。

1 女性の人権、(1)政策・方針決定の場への女性の参画では、審議会等の女性委員登用の促進を図るため、男女いずれか一方の数が総数の 10 分の 4 未満とならないことを目標値として定めている。平成 31 年 4 月 1 日現在、これを満たした審議会は 77 のうち 29 で、割合にすると 37.7%であった。

前年との比較では、取り組みが進んだ結果となっているが、目標達成には至っていない状況である。女性委員は、委員数 899 人に対し 237 人が女性委員であり、登用率は 26.4%となっている。

表の時点は各年 4 月 1 日現在となっているが、これは、内閣府の実施する「地方公共団体に関する男女共同参画等に係る調査」の様式に基づいて作成したためである。

続いて、(2)のドメスティック・バイオレンス対策の充実については、県の配偶者暴力相談支援センターなどと連携して対応し、1 件のシェルター入所同行を行った。

また、女性相談の件数は 615 件で、前年度より多くの相談を受けた。

3 ページ、(3)セクシャルハラスメントの防止に関しては、市民については社会保険労務士が労働相談を行っている。鎌倉市の職員については、相談窓口を設置し、相談体制を整えている。

(4)固定的な男女役割分業意識の解消については、公募市民による「アンサンブル 21」がセミナーなどの企画・運営を担い、市と協働で行っている。

続いて、2 子どもの人権については (1)子どもの人権尊重の取り組みとして、法務局発行の SOS ミニレターやポスターを各学校に配布した。

(2)児童虐待の未然防止策と対応の充実については、こどもと家庭の相談室では 496 件の相談があり、このうち 263 件が虐待に関する相談だった。これらは要保護児童地域対策協議会において、関係機関が情報を共有しながら問題解決に向けた対応に努めた。

(3)いじめや不登校対策の充実については、スクールソーシャルワーカーや心のふれあい相談員による相談や、「鎌倉市いじめ相談ダイヤル」など相談体制の充実を図った。

続いて 5 ページ、3 高齢者の人権 (1)高齢者虐待防止対策の推進については、啓発活動を行うとともに、地域包括支援センター、民生委員と連携し、必要に応じてケース会議を開催して解決を図った。

また、平成 30 年度から「鎌倉市高齢者・障害者虐待防止ネットワークミーティング」を設置し、関係機関と情報共有を図った。

(2)成年後見制度の利用促進については、鎌倉市成年後見センターでは、高齢者だけ

ではなく、障害者にも対応しており、成年後見人制度の相談に応じている。相談件数等を記載しているが、いずれも高齢者と障害者の分けがたい合計の数値となっている。

6 ページ、(3)地域包括ケアシステムの構築については、10カ所の地域包括支援センターで相談体制を整えている。

4 障害者の人権 (1)障害者が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進については、平成30年度から「障害者二千人雇用センター」を設置し、障害者の雇用支援を行った。

7 ページ、(2)ライフステージに応じた相談支援体制の推進については、障害者の様々な問題に対応する相談事業を14箇所で開催した。

また、障害児支援利用計画相談や発達支援システムネットワークにより、特別な支援の必要な障害のある児童とその家族に対し、相談支援を行った。

(3)障害者の虐待防止の推進については、障害者虐待防止法に基づく「障害者虐待防止センター」で、相談や通報に対応した。

(4)成年後見制度による障害者の利権擁護の推進については、3 高齢者の人権の(2)と同じため、省略する。

8 ページ、(5)障害者への理解の促進については、障害者施設などと、ふれあいフェスティバルや、ふれあいショップを開催した。

5 外国人の人権 (1)多言語による情報提供の推進については、地域共生課に多言語音声翻訳アプリの入ったタブレットを用意し、試験的に運用している。

(2)多文化共生社会の推進では、学校において、日本語の理解が十分でない外国籍児童・生徒に対し、日本語指導の支援を行った。

6 災害発生時の人権 (1)防災に関する男女共同参画の推進では、セミナーを行い、女性の避難所での課題などについて学ぶ場となった。

(2)災害時要援護者に対する支援については、沿岸部に津波避難誘導標識を新たに20基設置した。

続いて、7 同和問題 (1)同和問題の正しい理解と認識を深める人権教育・啓発の推進については、人権関係団体が主催する講演会等への市職員・教職員への参加など認識向上に努めた。

(2)個人情報の保護については、本人確認の徹底による、不正取得の防止に努めた。

(3)えせ同和行為の排除に向けた啓発等の推進については、対応を職員間で共有した。

続いて、8 さまざまな人権については、主な重点施策の推進状況が(1)から(6)まで記載されているが、(2)性的少数者の人権については、市民向け啓発講座を実施するとともに、パートナーシップ制度の準備を進めた。

12 ページ、Ⅲ 今後の人権施策推進に向けた基本的方向と進捗状況、1 人権教育・啓発・研修の推進の(1)人権教育の推進と(2)人権啓発の推進では、人権擁護委員の活動について記載している。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて法務大臣から委嘱された民間ボランティア

アで、人権相談を受けたり、人権啓発の活動をしている。鎌倉市には14人の人権擁護委員がおり、ここで記載した人権啓発活動とともに、月2回実施している人権相談を担っている。

2 人権に関する相談・救済支援体制の整備については、先ほど説明した人権擁護委員による「人権相談」以外にも、課題に応じた相談窓口を設置しており、広報かまぐら毎月の1日号にこれら窓口の案内を掲載している。

3 市民、地域の団体、事業者等との連携及び 4 人権尊重とプライバシーの保護については記載のとおりとなっている。

15ページ以降は、担当課から提出された事業概要をまとめている。事業実施の件数などとともに、各課にてAからDまでの自己事業評価を行った。

以上で資料の説明を終わる。

### 【質疑】

委員：【資料1】6ページ4障害者の人権について。障害者雇用促進法があるが、役所の場合、正規職員が0だが非常勤の雇用率はわかるか。

幹事：令和元年度は2.55%となっている。人数でいうと、算定上の職員数になるが、平成30年度は33.5人、2.64%である。令和元年度は32人、2.55%となっている。

委員長：4ページ2子どもの人権（3）いじめや不登校対策の充実について、スクールソーシャルワーカーと心のふれあい相談員は市に何人いるのか。

幹事：教育センターが担当であるが、資料の用意がない。

委員長：文化人権がとりまとめて把握しておくべきである。

8ページ5外国人の人権についてだが、日本語が十分理解できない外国籍市民に対しとあるが、平成30年は何人位いたのか。

事務局：人数把握はできていないが、市民通訳ボランティアの派遣の実績ということでは、29年度が1件で、30年度は0件だった。各課から必要に応じて要請を受けて、ボランティアに声掛けし、日程調整して派遣する事業となっている。

委員長：31言語に対応した多言語アプリ VoiceTra の運用実績はどうなっているか。

幹事：障害福祉課でアメリカ国籍かつ耳の聞こえない方の相談などに活用した事案がある。

委員長：31言語用意しても、例えば英語について、ひとりの利用にどの位費用がかかるのか。

幹事：IT政策課のほうで所管しているので把握していない。

委員長：前提として日本語を十分理解できない外国籍市民はどの位いるのか。それが把握できていないことから31言語準備しても運用実績が0ということになるのではないのか。8ページに日本語を十分理解できない外国籍市民と書いてあるに

も関わらず、その人数や国名を把握せずにボランティア派遣やタブレット導入しているのは、無駄に税金を使っていることになる。

事務局：現在、鎌倉市に住民登録がある外国籍の方は、30年度の3月で1444人、一番多い国籍が299人の韓国、続いて265人の中国、続いて148人のアメリカとなっている。

委員長：31言語用意しているが、その他の言語の方がいるのではないか。いないのであれば対応言語31から減らさないといけないのではないか。試験的ということであれば、前提としてどの位の外国籍の方がいて、その中で日本語が十分理解できない方がどの位いるのか。そしてそれに対応するということが必要ではないのか。その前提がないと何の意味もない。

幹事：VoiceTra というアプリそのものにデフォルトで31言語入っているものを使っている。IT政策課が試験的にメーカーから借りていて、先方の開発メリットとこちらの試験的準備としてコストがかからない形で運用している。

委員長：最初からそのように説明すべきである。

委員：8ページ5外国人の人権（2）多文化共生社会の推進のところ、日本語指導支援対象児童・生徒4人となっているが、他市では特別学級に入れてしまうなどいろいろと差別的な問題が発生している。鎌倉市では普通学級で対応しているのか。

幹事：基本的には通常級に在籍している子供たちである。外国籍で、日本語の聞き取りや、会話がうまくできない児童に対して、ボランティアを募り派遣している。

委員：差別的なことはないのか。対象は小学生と中学生か。支援は学習の遅れに対してか。

幹事：今のところ、日本語指導協力者の協力もあり差別的な問題はない。対象は主に小学生になる。学校のほうから要請があった場合に週に1回派遣している。支援は学習の遅れを含めての対応となっている。

委員長：だいたいどこの国籍の方かはわかるか。

幹事：30年度は分からないが、今年度ではフィリピンの方がいた。保護者や学校担任から要望があった場合に派遣をしている。

委員長：フィリピンのタガログ語を話すボランティアの方がいるのか。そのような状況の子どもが学校生活になじめない、いじめられているという報告はないのか。

幹事：対応できるボランティアに毎回支援を受けている。なじめない、いじめられるという報告は入っていない。年度初めに各学校に周知しているので、フォローを続けていく。

委員：自分が女性団体で相談を受けているので関連する質問をするが、外国籍の保護者で子供の教育や勉強の遅れなどではなく、例えば、学校の制服を購入するのにいつまでに支払う等のプリントがきても日本語が読めない所以对応ができない

方がいる。プリントを読んでもくれる方、説明してくれる方が必要だが窓口がない。学習の遅れで派遣を要望できるボランティアはいても、困ったときに駆け込める場所がない。日本語の理解がないと自己申告もできない。任意で訪れられる場所がないと手をあげてケアも求められない。学習の遅れだけではなく、学校生活、生活全般に悩んでいる外国籍の方が多いので、24時間の生活における細かいところまで相談できる窓口が必要だと思う。31言語アプリは観光には向いても生活相談にはむかないのではないか。生活保護の申請したい、どうしたらよいか等には、やはりマンツーマンでないといけないのではないか。そういうツールとは別の、社会サービスとして情報提供してくれる窓口があればよいと思う。

次に、15ページ1女性の人権のところ、DV及びデートDV等の防止、被害者の保護・自立に向けた支援の項目の評価がBからAに上がっている根拠は何か。

事務局：件数の増加による。29年度479件から615件に増えている。

委員：相談件数の増加だけで事業評価が上がっている訳ではないと思うが、件数増加が理由であれば、評価理由にところに記入したほうがよい。

続いて16ページ、デートDVについて。教育センターで「デートDVって知っていますか」という研修を行ったと書いてあるが、他市の例だが教職員も含めて学校の生徒対象にワークショップをおこなったところがある。民間団体もあるし、わかりやすい方法で性教育も含めてデートDVをとらえる他市の実績を踏まえて、教職員だけではなく学生を対象にする予定はあるか。

幹事：教育センターとしては教職員対象に研修を行っている。中学生には県が作成したデートDVのチラシを配布している。

委員：他の自治体では、教育センターだけでなく男女共同参画担当課が主流となっている。連携をとったほうがよいのではないか。

事務局：共催という形で教育センター、教育委員会ともさまざまな講演会を行っているが、デートDVに特化した部分に関してはこれまで足りない部分があったかと思う。意見を踏まえて、次回事業施策に検討したい。

委員：デートDVの被害は非常に深刻なので、前向きに検討していただきたい。

次に24ページ、6災害発生時の人権のところ、文化人権課で「女性のための防災セミナー」を県と共催し、女性ならではの防災の心構えや避難所での課題を学ぶ場となったとあるが、女性ならではの心構えと避難所での課題とは何か。

事務局：避難所での女性のプライバシー保護についてや注意喚起である。

委員：女性に限らず、プライバシーが確保されていないので避難所に行きたくないという人が増えている。女性ならではの注意を避難所でしろということ自体がセクハラだと思う。そういうことをしない避難所を構えることが行政の役割ではないのか。女性ならではの心構えや避難所での課題を学び、どういう施策に反映させ

るのか。上田市ではプライバシーを守れるものが提供されている。鎌倉市は避難所に個別のファミリールームのようなものは導入されているのか。

幹事：上田市と同じファミリールームを来年度導入しようと動いている。本年度台風被害を受けて、鎌倉市は初めて3日間避難所を開設した。ひとつの小学校に100人を超える避難者がいたところもある。千葉や他市の状況を見ながら、プライバシーに配慮した個別のブースが必要ではないかということで、補正予算で屋根付きの着替え可能なプライベートルームのようなものを各避難所2部屋ずつ購入を進めているところある。授乳スペースや、個別で相談したい、という場合にプライバシーに配慮したスペースの確保ということで、実施にむけて進めている。どのような方が避難してくるかで状況も変わってくるので、避難所の運用の中で設置場所を検討する。屋根付きのものについては購入手続きを進めているところで、上田市と同じパーティションは整備予定で予算要求をしているところである。

委員：そういうことが女性に配慮するということである。マイノリティや、性にかかわらず、子供のオムツ交換に対してでも抵抗を感じる保護者はたくさんいる。30年度ではなくても、予定としてそういう動きを報告書に書いたほうがよい。

災害発生時の人権6(1)総合防災課のところで、防災会議委員は充て職であるの、充て職とは何か。

幹事：防災会議委員については、市の各部長やライフライン事業者などの指定公共機関や自衛隊、警察等、役職で充てているので、そこの役職に女性が入っていれば女性委員になる。防災会議委員は37名。市長が必要と認める者ということで医師会の理事や鎌倉女子学院の学校長にも委員になっていただいている。

委員：この報告書の書き方では、鎌倉市が一生懸命にやっているのか、力を入れているのか、具体的なイメージがわきにくい。理由は文章の中に数字が入っているところとないところとバラバラだからである。例えば8ページ観光用多言語パンフレットを窓口配架とあるが窓口は何か所なのか。数字があると事業の評価というイメージしやすくなる。9ページの防災会議でも防災委員の総数の記載があれば女性委員2名が多いのか少ないのかわかる。その下の津波避難誘導標識のところでも、20基が多いのか少ないのか。短くまとめるためには難しいと思うが15ページ以降を見なくても読んだときに評価がわかるような形に文章の工夫していただきたい。

委員長：新たに20基というのは、0から20なのか、もともといくつかあって20基まで増設したのかで、評価がまったく違う。全体的に書いてあることが伝わってこない。それをわかるような形でまとめないといけない。13ページ4人権尊重とプライバシーの保護のところ、「情報化社会である現代において、個人情報の流出などのプライバシー侵害が発生し、犯罪につながる事例があります。インターネットの利用などの際は、お互いの人権を尊重した行動をとることが必要です。

また、行政機関が保有する個人情報の適正管理に取り組みます」とあるが、本市で情報漏洩事案が多数あるが、それをどのように理解したうえで適正管理するのか。

事務局：ご指摘のとおり、市役所で個人情報の流出をはじめ不祥事が様々あった中で、メールでの情報流出事案を発生させてしまった。これまでもコンプライアンスの徹底に取り組んできた中で、またおきてしまった事実はあるが、適正管理、個人情報の保護には徹底して取り組んでいかなければならない。人権尊重においてプライバシー保護の徹底に気持ちを引き締め取り組んでいく。

委員長：30年にどんな状況でどのような事案があったのかを記載した上で、その対策を具体的に書かないと意味がない。30年度の推進状況報告についての評価ができないし、改善の提言もできない。市民や、他市の方が読んで評価できる報告書を作成すべきである。

委員：21ページ発達支援に関して、障害児支援の充実の視点から、指定管理者制度の導入にむけて調整を図っているとあるが、指定管理制度にすることが充実することになるのか。どういう基準で入札するのか、予算や期間、契約期間後のことなど考慮すると、制度が支援の充実になるのか、逆に何か問題があつてそうせざるをえないのか、民営化していったほうがいいのか。大事なスペースなので心配している。

幹事：専門的な民間活力を導入し、指定管理者にあおぞら園のこどもを専門的に見てもらえる専門職を確保してもらい、あおぞら園に勤務している職員を発達支援室に移行して地域支援や保護者支援という新たな取り組みを行い、障害のあるお子さんができるだけ地域で成長していくような仕組づくりを考えている。

指定管理については指定管理期間等もあるので、事業の継続性という課題はあると認識しているが、実際に多くの指定管理を導入しているところを調べたが、事業者がかわる案件はほとんどなかった。市が運営内容や事業について管理していき、適正な運営を図っていくことで保護者や利用者に充実した支援を図ってきたい。児童発達支援センターを実際運営しているところ、実績があるところと考えている。

委員長：30年度は指定管理者制度に向けての調整をしていたということで、現在は指定管理者制度か。

幹事：令和3年度実施を目指している。これから選考し、令和2年度中に進めようとしている。

委員：6ページ一番下、＜福祉事業所から一般就労者に移行した障害者に対し、10万円を1回限り給付＞とあるが、福祉事業所から一般就労に移行するより逆のほうが多いのではないか。一般企業で働いていた方が脳機能障害で倒れて、福祉事業所にはいつてくるというような、逆の方向が現実には多いのではないか。一般

就労できないから福祉事業所にという、選択肢も増やしてもらえたらと思う。

幹事：二千人雇用センターという相談窓口設置し、個人の状況にあった就労場所の相談・案内をするような支援をしている。一般就労だけでなく、福祉的な就労の相談にも関わっている。就労者数は、時間はかかるが、少しずつ増えている。

委員：採用したいと思っけていても、就労時間や週の日数など、採用しても制度的に難しい問題がある。なかなかマッチングできない現状なので対応を考えてほしい。

幹事：就労のあとの定着についても相談にのっている。続けていけるような視点で取り組んでいる。

委員長：他に意見等なければ、議題1についてはこれでよいか。

多数の意見をいただいた。意見書としての文書化は、私と事務局に一任いただくことでよいか。

事務局：今後のスケジュールについて説明する。今年度は、次回開催については、予定していない。本日の会議の内容については、各委員にも確認いただきながら委員長と事務局でまとめたい。

委員長：30年度の報告とは直接関係ないが、広報かまくら2月1日号に、「共生社会へ、さらに前進！」とあるが、不明点があるので説明してほしい。2ページに共生社会を進めるパートナーシップ宣誓制度とあり、この要件が次のすべてに該当していることが必要であり、双方が成年（20歳）に達している、双方に配偶者がなく、他の人とパートナーシップがない、双方が鎌倉市民で同居しているか、今後市民になり同居する予定、双方が近親者でないとするが、なぜ20歳にならないとパートナーシップ宣誓制度の適用にならないのか。

事務局：民法上の婚姻の要件に照らしている。民法改正により令和4年に18歳になればその時点で要綱改正の予定である。現状ではまだ民法の規定に合わせているという考えである。

委員長：共生社会のパートナーシップとは婚姻前提の話なのか。法律上は認められないが、それを乗り越えてパートナー宣誓というものを認めて前向きにとらえようということではないのか。なぜ婚姻と結び付けて書くのかがわからない。もうひとつ、双方が鎌倉市民で同居しているか、今後市民になり同居する予定とあるが、どのように確認するのか。またパートナー宣誓の効果として、市営住宅に申し込めると書いてあるが、現在市外在住で今後市民になる予定ということでパートナーシップ宣誓制度が認められ、市営住宅を申し込めるのか。

事務局：鎌倉市内への転入先住所が確定している方であることは事前確認する。転入のない時点で市営住宅の申込はできない。問合せがあれば、詳しく説明する。

委員長：広報かまくらの記載内容だと誤解が生じるのではないか。原稿の確認はしているのか。

委員：訂正が必要なのではないか。誤解が生まれる表現であり、説明責任を果たして

いないのではないかと。

委員長：議会だよりは誰が作っているのか。

事務局：市議会の広報委員会である。

委員長：この中で、「鎌倉市パートナーシップ宣誓制度が開始されました。議会においては、『同性パートナーシップの公的承認についての陳情』を、平成30年6月26日開会の総務常任委員会において審査し、かまくら人権施策推進指針により人権施策を進める本市が同性パートナーシップの公的承認制度の検討に取り組む」とある。かまくら人権施策推進指針平成26年改訂版の中にはパートナーシップ宣誓制度を意図することがどこにも書かれていていない。かまくら人権施策推進指針が同性パートナーシップの公的承認制度の検討の取り組みにつながるのか。

事務局：パートナーシップ制度自体は平成27年10月に渋谷区がはじめて制度化したので、人権指針作成検討時点では想定なかった。ただ17ページに性的少数者の人権ということで、これらの方々への偏見や差別の解消に努めていくことが重要だという方向性を示しているので、施策のひとつがパートナーシップ宣誓制度であるという位置づけで間違いはない。

委員長：この書き方だと、かまくら人権施策推進指針平成26年改訂度版の中にパートナーシップ宣誓という考えがあり、平成30年に陳情を受けて作ったと読める文章である。事実誤認である。議会で作成しているのであれば、議会が陳情を受けて作ったということが大事であり、人権施策を踏まえてというのはかえってミスリードするので、訂正すべきである。

事務局：ご指摘を受けた点は、どこかの場面で正していきなり資料の修正などしたい。

委員長：本日の議題は終了したので、令和元年度かまくら人権施策推進委員会を終了する。